



平成28年10月7日

各 位

会社名 マニ ー 株 式 会 社
代表者名 代表執行役社長 高井 壽秀
(コード7730 東証第一部)
問合せ先 執行役 高橋 一夫
電 話 028 - 667 - 1811

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成19年に導入した当社株式の大量買付行為に関する対応方針を平成25年11月22日開催の第54期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが、その有効期限は平成28年11月開催の第57期定時株主総会終結の時までとなっております。当社では、同対応方針導入後も、買収防衛策をめぐる諸般の動向や種々の議論の進展を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる取組みの一つとして、継続の是非を含め、その在り方を検討してまいりました。

その結果、平成28年10月7日開催の取締役会において、本対応方針を継続せず、廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合に、株主の皆様適切に判断いただくために必要な情報や時間を確保する目的で、本対応方針を導入、更新してまいりました。その一方で、当社は企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させるため、より透明性の高い経営の実現に向けてコーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備等を進めてまいりました。

従来から、当社は当社価値の防衛の手段としては、中長期の戦略目標の達成に向けた施策を着実に実行していくことで企業価値と株主共同の利益の維持・向上を実現し、ステークホルダーとの信頼関係を一層強固にしていくことが重要であり、本対応方針は補完的な機能を果たすと認識しています。昨今、本対応方針導入時とは当社を取り巻く経営環境等が大きく変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制が浸透したことにより、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況の変化と本対応方針に対する一部の株主、投資家等の評価を踏まえ、今後の現対応策の取扱いについて社内で慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、本定時株主総会の終了の時をもって、本対応方針を継続しないことを決議いたしました。

なお、本対応方針の廃止後も当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために、必要かつ十分な情報の提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上